

保 護 者 様

寝屋川市教育委員会

学校病の治療について

生活保護者及び就学援助認定者(児童・生徒)で定期健康診断等により、下記の学校病と診断された場合、治療費が無料になります。

ただし、手続きや用紙が必要ですので、医療扶助の手続き手順をよく読んで学校へ申し出て下さい。

記

学 校 病

学校保健安全法施行令第8条により掲げる学校病

※トラコーマ及び結膜炎^{けつまくえん}(目の病気)

…視力の低下は含まれない→(近眼・乱視等)

※白癬^{はくせん}、疥癬^{かいせん}、膿痂疹^{のうかしん}(皮ふの病気)

※中耳炎^{ちゅうじえん}(耳の病気)

※慢性副鼻腔炎及びアデノイド(鼻とのどの病気)

※う歯^し(むし歯)

※寄生虫病^{きせいちゅうびょう}(ぎょう虫など)

※下記の疾病は学校病の対象外です。

アレルギー性鼻炎・急性副鼻腔炎

☆アレルギー性副鼻腔炎

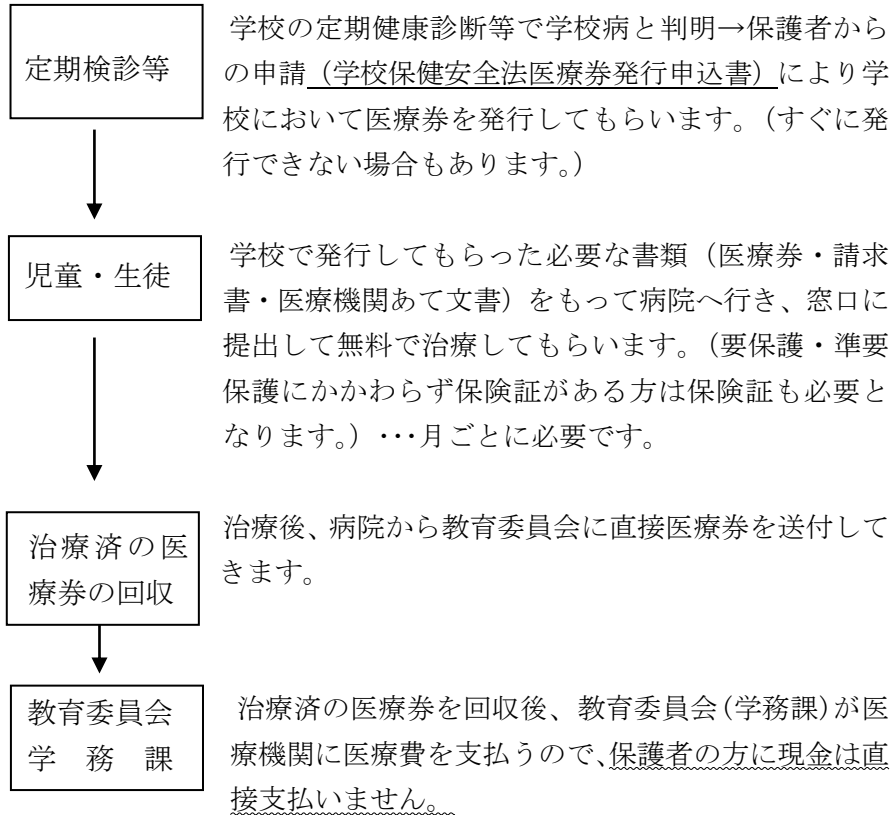
☆アレルギー性結膜炎

☆印の疾病は平成30年4月1日より対象外。

(平成30年3月7日付け、大阪府より通知)

●対象者…生活保護者（要保護）・就学援助制度認定者（準要保護）

医療扶助費の請求手続き手順



※就学援助受給申請中の医療券発行について

就学援助受給申請中の方は、決定されるまでの間医療券の仮発行を行います。

ただし、否認定の決定がされた場合には医療券使用により無料となった医療費を、速やかに医療機関へ支払うことを前提とします。